

令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務委託契約書（案）

富山県（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務の実施について次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

- (1) 委託業務の名称 令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務
- (2) 委託業務の内容 別添令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務委託仕様書のとおり

（委託期間）

第2条 受注者は、委託業務を契約締結日から令和8年3月27日までに行わなければならない。

（委託料）

第3条 発注者は、受注者に対し委託料として金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇円）を超えない範囲の額を支払うものとする。

（契約保証金）

【契約保証金を納付させる場合】

第4条 契約保証金は、金〇〇円とする。

- 2 受注者が契約保証金を納付した場合において、発注者は、受注者がこの契約に定める義務をすべて履行したときは、受注者の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
- 3 受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第4条 契約保証金は、免除する。

（業務の実施）

第5条 受注者は、委託業務を別添令和7年度富山県E V導入支援事業費補助金審査業務委託仕様書に基づいて実施しなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第7条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わ

せてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第 20 条及び第 21 条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 受注者が第 1 項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、受注者の行為とみなす。

(報告の徴収等)

第 8 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務完了報告書の提出及び審査)

第 9 条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務の成果を記載した業務完了報告書を電磁的記録で発注者に提出しなければならない。ただし、電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体で提出することができる。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内にその内容を審査するものとする。

3 発注者は、審査の結果必要があると認める場合は、期日を定めて受注者に再実施させることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の再実施について準用する。

(委託料の額の確定)

第 10 条 発注者は、前条第 2 項の規定により、その内容が契約の内容に適合すると判断したときは、委託料の額を確定し、受注者に対して通知するものとする。

2 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と第 3 条に規定する委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第 11 条 受注者は、前条第 1 項の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、必要があると発注者が認めるときは、委託料の一部又は全部の概算払を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の規定による適正な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(過払金の返還)

第 12 条 受注者が前条第 2 項に定める委託料の概算払を受けている場合において、その金額が第 10

第1項の規定により確定した額を超えることとなったときは、受注者は、その超える金額を発注者に返還しなければならない。

(帳簿の備付け及び保存)

第13条 受注者は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する年度経過後5年間保存しておかなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が第6条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 14 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償請求及び違約金）

第 17 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能

である場合。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賠償の予約）

- 第18条 受注者は、この契約に関して、第15条第8号クからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第15条第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第13号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 第15条第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

- 第19条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経

費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協 議)

第 22 条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 日

発注者 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 新 田 八 朗

受注者